役務契約書

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	三八上北森林管理署駐車場除排雪作業				
案件内容・仕様	別紙「仕様書」のとおり				
契約金額 (税込み)	金 円				
	(うち消費税及び地方消費税相当額 円)				
納入期限	令和8年3月13日				
契約期間	令和7年 月 日 ~ 令和8年3月13日				
納入場所・履行場所	三八上北森林管理署駐車場除排雪作業				
契約保証金	免除				
備考					

契約締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 青森県十和田市西二番町1-27 分任支出負担行為担当官 三八上北森林管理署長 古川 繁樹

Z

契約単価表

三八上北森林管理署駐車場除排雪作業

機種等	規格	予定時間	契約単価 (円)	予定金額 (円)	備考
ホイールローダ	0.9 ~ 1.0 ㎡	21 H			排出ガス対策型
ダンプトラック	10 t	5 Н			
計					
消費税					
合 計					

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。) が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除 することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。) を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、 受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契 約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないこ とを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請 負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再 請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することがで きる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」と いう。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させる とともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査 上必要な協力を行うものとする。